

## **[事案 2020-320] 新契約無効請求**

・令和3年9月3日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約内容が募集時の説明と異なっていたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成28年11月に契約した終身保険について、募集人から、「50万円を10年間支払うと満期時に約510万円となる。」「2～3年したら解約しても元本（既払込保険料）を割らない。」と言われて契約したが、実際はそうではなかったことから、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金の差額を返してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書を用いて、保障内容、保険金、解約返戻金の推移、払込保険料額が保険金の合計額を上回ることを説明している。
- (2)募集人は、「3年経過すれば元本が保証される。」という説明はしていない。
- (3)申込書等にも払込保険料額が記載されており、申立人は意向確認書にも署名している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時における事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、契約内容が募集時の説明と異なっていたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。